



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2025 年 8 月 18 日(月)

中小・中堅企業でもチラホラ 食事の支給による経済的利益と給与課税

いろいろ出揃ってきた食事補助サービス

「食費が高くなった」と感じる今日この頃。賃上げの代替策の一つとして、従業員の食費をサポートしようとする会社も増えてきました。最近では、社員食堂、弁当配送サービス、設置型社食サービスをはじめ、電子マネーを利用した食費補助サービスも登場し、様々なサービスが提供されています。採用に際して、会社を意識してほしいのが、所得税の「非課税」制度です。

食事の支給が課税されない要件とは？

この「非課税」の制度については、国税庁のタックスアンサーに解説があります。役員・従業員に支給する食事は、次の2つの要件（負担割合と会社補助額）をどちらも満たしていれば、給与課税はされません。

- ① 役員・従業員が食事の価額の半分以上を負担していること。
- ② 次の金額が1か月当たり3,500円以下であること
(食事の価額) - (役員・従業員の負担額)

この要件を満たしていない場合、「食事の価額 - 本人負担額」が給与課税されます。なお、②の「3,500円」以下であるかどうかの判定は、消費税等を除いた金額により行います(10円未満の端数は切り捨て)。

また、「食事の額」は、弁当等を購入して

いる場合には、業者に支払う「購入額」、会社が社員食堂等で作った食事を支給している場合には、「食事を作るために直接かけた費用(材料費等)」の合計額とされます。

具体的にどう計算するのか？

従業員に弁当と契約食堂で食事を提供したケースを考えてみましょう。

	税込単価	本人負担	提供日数
弁当	500 円	300 円	15 日/月
食堂	500 円	300 円	5 日/月

この場合、次のように計算されます。

(1) 食事の支給による経済的利益(月額)

弁当 (500 円 - 300 円) × 15 日 = 3,000 円
食堂 (500 円 - 300 円) × 5 日 = 1,000 円
合計 = 4,000 円

(2) (1)から消費税等を除いた金額

弁当 3,000 円 ÷ 1.08 = 2,777.77... 円
食堂 1,000 円 ÷ 1.1 = 909.090... 円
合計 = 3,686.868... 円 → 3,680 円

(2)の金額が非課税限度額を超える(3,680 円 > 3,500 円)ため、(1)の経済的利益 4,000 円が給与として課税されます。



残業食事代は、無償でもOK。金銭支給は給与課税されますので要注意！